ハ　第百五十二条第一項第一号の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に関し、定款その他の規則に定める必要な措置（取引証拠金に関する事項その他政令で定める事項に係るものに限る。）を命ずるものに限る。）

ニ　第百五十二条第一項第二号の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。）

ホ　第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務規程の変更命令その他政令で定めるものに限る。）

ヘ　第百五十六条の十九第一項の規定による承認（商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行おうとする者に対するものに限る。）

三　第百五十六条の二の規定による免許（商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行おうとする者に対するものに限る。）

四　金融商品取引清算機関（商品取引債務引受業等を行うものを除く。）に対する次のイ及びロに掲げる処分

イ　第百五十六条の十二の規定による業務方法書の変更の認可（第百五十六条の七第二項第四号に掲げる事項のうち商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項に係るものに限る。）

ロ　第百五十六条の十六の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令に限る。）

五　金融商品取引清算機関（商品取引債務引受業等を行うものに限る。）に対する次のイ及びロに掲げる処分

イ　第百五十六条の十二の規定による業務方法書の変更の認可（商品関連市場デリバティブ取引に関する事項に係るものに限る。）

ロ　第百五十六条の十六の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令に限る。）

第百九十七条の二第十三号を次のように改める。

十三　第百五十七条、第百五十八条若しくは第百五十九条の規定に違反した者（当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合に限る。）又は第百六十六条第一項若しくは第三項若しくは第百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

第百九十八条の五第一号中「第二項」の下に「、第四十三条の二の二」を加え、同条第二号の二中「又は第五十七条の二十一第二項」を「、第五十七条の二十一第二項又は第百五十三条の五」に改める。

第百九十九条中「、商品取引所持株会社の子会社」の下に「、商品取引参加者」を加える。

第二百条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　第四十条の六の規定に違反した者

第二百二条第二項に次の一号を加える。

三　商品先物取引業者又は商品先物取引法第三百四十九条第一項の届出をした者が一方の当事者となる取引

第二百五条第十八号中「含む。）」の下に「又は第三項」を加える。

第二百五条の二の三第二号中「第四十三条の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二百七条第一項第五号中「第十二号の三」の下に「、第十五号の二」を加え、同項第六号中「第二百条第十二号の三」の下に「、第十五号の二」を加える。

第二百八条第十一号中「第百三十一条」を「第百三十一条第一項」に改め、同条第十五号中「第七十九条の四十九」を「第七十九条の四十九第一項」に改める。

第三条　金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の六」を「第四十条の七」に、「第四款　外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者（第六十条の十二条）」を「第四款　電子店頭デリバティブ取引等業務の許可（第六十条の十一条）」に、「第五款　外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者（第六十一条）」を「第五款　外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者（第六十一条の二）」に、「第六款　情報収集のための施設の設置（第六十二条）」を「第六款　情報収集のための施設の設置（第六十二条）」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「許可を取り消され」の下に「、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加え、同項第二号ニ中「許可を取り消されたことがある場合」の下に「、第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が同項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合」を加え、同号ホ中「第六十条第一項」の下に「若しくは第六十条の十四第一項」を加え、同号ヘ中「第六十条の八第二項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三章第二節第一款中第四十条の六の次に次の一条を加える。

（店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）

第四十条の七　金融商品取引業者等（店頭デリバティブ取引を業として行う者に限る。）は、特定店頭デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、取引の公正の確保のためその概要に関する情報の迅速な開示が必要であると認められる取引として内閣府令で定めるものをいう。次項、第五十八条の二及び第六十条の十四第一項において同じ。）を行う場合には、当該金融商品取引業者等がその店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織又は他の金融商品取引業者等（店頭デリバティブ取引等を業として行う者に限る。）若しくは同条第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用に供した者は、当該電子情報処理組織を使用して行われた特定店頭デリバティブ取引について、内閣府令で定めるところにより、その価格、数量その他取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表しなければならない。

第五十八条の二ただし書中「する場合」の下に「当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う場合を除く。）」を加える。

第六十条の三第一項第一号ト中「第六十条の八」を「第六十条の八第一項」に改め、「許可を取り消され」の下に「、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加える。

第三章第五節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款　電子店頭デリバティブ取引等業務の許可

第六十条の十四　外国の法令に準拠し、外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者であつて、金融商品取引業者又は金融機関（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。）のいずれにも該当しないものは、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、第二十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を業として行うこと（次項において「電子店頭デリバティブ取引等業務」という。）ができる。